

軽自動車税の環境性能割の減免対象に関する協定書

千葉県及び千葉市は、軽自動車税の環境性能割の減免対象に関し、次のとおり合意した。

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の10第1項により当分の間知事が行う軽自動車税の環境性能割の減免の事務に関し、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして千葉市長が定める三輪以上の軽自動車は、千葉県県税条例（平成19年千葉県条例第1号）第74条の6第1項各号及び第2項各号に規定する自動車に相当する三輪以上の軽自動車とする。

ただし、千葉市長が自ら軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うこととなった際には、この協定書は効力を失うものとする。

平成31年 3月 27日

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事 鈴木 栄 治



千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊 人

